建設環境委員会

令和5年3月15日(水) 午前9時56分~午後2時29分 議会第4会議室

【出 席 委 員】永渕史孝委員長、久米勝也副委員長、山田誠一郎委員、平原嘉德委員、 山口弘展委員、川原田裕明委員、野中宣明委員、嘉村弘和委員、 西岡義広委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- 上下水道局 田中上下水道局長
- ・建 設 部 姉川建設部長 ほか、関係職員

【案件】

・付託議案について

○永渕委員長

おそろいですので、少し時間は早いですけれども、ただいまから建設環境委員会を開催 します。

審査日程に従い、付託議案の審査に入りますが、審査に入る前に注意していただきたい点 を幾つか申し上げます。

まず、執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な 説明を心がけてください。特に当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経 費は、主なもの、前年度と比較して大きく変わったものを中心にお願いします。また、答 弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方が速やかに答弁するようお願いします。

付託議案に関連して現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。

なお、現地視察につきましては、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに 実施することに留意していただきますようお願いします。

それでは、上下水道局に関する議案の審査に入ります。

まず、第6号議案を審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

- ◎第6号議案 令和5年度佐賀市水道事業会計予算 説明
- ○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙 手をお願いします。

○山田委員

この補足説明資料の一番最後の説明で給水スポットによる水道PR事業、これは私は非常に評価しているところです。私どもは去年、亀岡市に行ってきて、ペットボトルごみの削減をするということで各学校に給水機を設置されていたんですね。これを今回、本庄の市立体育館のほうに設置するということですけれども、今回のこの予算については非常にいいことなので私は評価するところですけど、今後のこの事業展開というのはどのように考えておられるのか。将来的には、学校とか、そういうところに設置するべきだと私は思います。公明党の中村議員も一般質問でこのことは強く言われたと思いますが、今後についてどう思われているのか、教えてください。

○一ノ宮総務課長

昨年の6月に市立図書館のほうに1台設置いたしまして、まず、今度つける市立体育館についても同じなんですが、カウンターを設置いたしまして、その使用頻度を調査したいと思っています。今、御説明しましたように1万回以上、御使用いただいているということで、非常に好評だなというふうには思っております。

その使用頻度とか、あと、今、図書館でアンケートを取っております、利用者に対するアンケートですが。そういったアンケート調査とかもしていきながら、2台体制でまず検証していきたいというふうに思っています。当然、水道事業のPRを含めてやりますので、検証しまして、その中で利用者の皆さんのお声を聞きながら今後については検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○田中上下水道局長

補足して説明いたしますが、この給水スポットについては、環境面、それと私たちが行っている蛇口回帰の取組と合わせたものでございます。ですから、それぞれの行政区において、例えば環境部門、または教育委員会の部門、そして水道の部門ということで、それぞれすみ分けしながら、連携してその行政区全体でのビジョンをつくっているところでございます。

ですから、そういう意味からいいますと、今後は、人も一体となってペットボトルの削減、または環境教育の面、さらには水道の蛇口回帰の取組を一体的なビジョンとしてつくっていく中で、それぞれの事業主体で取り組んでいくべきものという認識を持って、今後は利用状況も含めながら、市の関連部署とも連携したビジョンづくりに取り組んでいくということを目指しているとこでございます。以上です。

○山田委員

今、局長も言われたとおり、これは佐賀市全ての課で連携を取って進めていっていただきたいと思います。私がこれはいいなと思ったのは、マイボトルに給水しやすいタイプなので、やっぱこれをどんどん進めていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○山口委員

上下水道局1の資料の9ページ、第5条の営業関連業務委託ということで債務負担行為が 計上されておりますけれども、営業関連業務委託というのがそもそもどういったものなの か、それと、委託先というのはどういうところなのかということを、まず御説明いただき たいと思います。

○田中業務課長

まず、委託業務の内容ですけれども、上下水道事業の窓口業務や受付開閉栓、検針、滞納整理などの営業に関する業務を一括して業務委託することで、業務の効率化や市民サービスの向上を目的とした業務委託の事業となっております。事業自体は平成21年度から実施しており、現在、第4期の業務委託期間となっております。

現在、委託先につきましては佐賀市の管工事協同組合となっております。以上です。

○山口委員

先ほどの御説明によると、令和5年から令和10年までというふうに記載されているんですが、この令和5年度は再度その業務委託の公募といいましょうか、そういうのをされて、実際の業務期間というのは令和6年度からというふうにお聞きしたんですけれども、実際、令和6年度からであっても、債務負担行為としてはこの令和5年度からということで、こういう形で上げないといけないんですかね。もし令和5年度が決まったらば、この令和5年度からそういう形で始めていくということなのか、そこを教えてください。

○田中業務課長

まず、委託の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を予定しております。令和5年度に債務負担を設定することにつきましては、まず、今年度で第4期が終わりますので、令和5年度中は今の委託業者との契約がございますが、令和6年の4月1日から業務を実施するためには、まず、令和5年度中に契約を行って、契約した業者と移行期間をある程度設けて、4月1日から速やかに業務に移れるようにすることとしております。以上でございます。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○永渕委員長

ほかに御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、次に移ります。

続きまして、第7号議案を審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

- ◎第7号議案 令和5年度佐賀市工業用水道事業会計予算 説明
- ○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙 手をお願いします。

○山口委員

今の件なんですが、給水先企業からは、希望があっているのは1社からですか。

○松永浄水課長

はい、ただいまのところ1社でございます。

○山口委員

その1社から要望があって、本当にそれだけの水を使うということがほぼ確定――もちろん、確定だと思っていらっしゃるからこの事業を進めようとされているんですが、万が一の場合に、その企業が何かの事情で撤退してしまうようなことになったらば、設備だけしたけれども、結局その設備費が、これだけの投資をしたにもかかわらず意味がなくなったという心配も実はあるわけですよね。だから、100%とは言えないかもしれませんけれども、大丈夫なのかなと。実際どうでしょうか。

○工業振興課職員

今回、御要望があっていますのが工業団地内の進出企業からの御要望で、水量増加を行うことにしておりますが、企業が主に半導体製造に関わる企業でございまして、今後の半導体の生産量の増加を見込んでの水量増加でございます。また、当該企業は今敷地内で工場の増設も行っておられますので、一定期間は今の場所で操業いただけるものと考えております。以上です。

○山口委員

分かりました。施設規模に関しましては今回の詳細設計を踏まえてということだったんですが、概算は恐らく思っていらっしゃるところがあろうと思いますが、その施設整備費というのは大体幾らぐらい見越していらっしゃるんでしょうか。

○永渕委員長

どなたか。

○松永浄水課長

概算のほうもまだ出ていない状況でございます。以上です。

○永渕委員長

概算出ていない。

○松永浄水課長

はい。

○永渕委員長

いかがですか。追加説明できますか。

○右近副局長兼下水プロジェクト推進部長

すみません。今回予定していますのは、敷地内の井戸の再調査と、もう一つは富士大和 温泉病院の北のほうにあります富士南部環境センター内の休止井戸を想定しております。 ただ、この富士南部のセンターのほうからの井戸を活用した場合には、そこから配管を敷 設するというふうなことになりますので、そこら辺の試算はまだできていないような状況 でございます。以上です。

○永渕委員長

よろしいですか。

○西岡義広委員

関連です。工業振興課にお尋ねですが、1区画空いとった部分に対して増設をやっていくということかな。

○永渕委員長

お願いします。

○工業振興課職員

増設されたのは、現在の敷地の中で工場を建て増しされていらっしゃいます。今のところ富士の工業団地の中に空いている区画がございませんので、現況の敷地の中で増設されています。

(「すみません、分かりました」と呼ぶ者あり)

○永渕委員長

よろしいですかね。ほかに御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、次に移ります。

それでは、第8号議案を審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

- ◎第8号議案 令和5年度佐賀市下水道事業会計予算 説明
- ○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑のある方は挙 手をお願いします。

○山口委員

28ページ、市営浄化槽事業についてお尋ねしたいんですが、右の表の市営浄化槽の事業 実績で、令和3年度末時点ということであるんですが、もし分かれば、設置実績の令和4年 度、もう間もなく終わろうとしているんですけれども、この帰属の分で数字というのはあ らかた分かりますでしょうか。

○永渕委員長

何かありますか。手を挙げてください、お願いします。どうぞ、説明を求めます。

○下水工務課職員

令和4年度の帰属の見込みは、今現在、すみません、今月に1件予定だけ入っているところがありまして、12件を予定しております。

(発言する者あり)

帰属……

(発言する者あり)

市に帰属は12件です。

(「令和4年度」と呼ぶ者あり)

令和4年度……

(「合計で12件」と呼ぶ者あり)

令和4年度は12件になっております。

○山口委員

新規の分に関しましては、年間大体200基ぐらいを目標にされて順調に進んでいるように思うんですけれども、帰属の分に関しましては、令和元年ぐらいからずっと資料を拝見させていただくと、年度内30基という目標をずっとこれまで立てられているんですけれども、ここ三、四年を見てみますと、令和元年末から――年間に大体10基から十二、三基ぐらいしか帰属がされていないんですよね。これは、当初の予定が1,600基とあるんですが、かなり済んできて、実際分母がかなり少なくなってきたのかなという気もするんですけれども、その辺りはいかがですか。

○佐尾下水工務課長

今、御指摘がありましたとおり、帰属につきましては1,600基の目標に対して1,503基、令和4年度末を見込んで1,503基となります。率で93.9%というふうになっておりまして、非常に目標に近づいているというふうに実感はしておりますが、実際少なくなってきていますのは、1年間を通して適正に管理された浄化槽しか帰属ができませんので、そういった不適正というとちょっとあれなんですけれども、適正にならない浄化槽とか、ほぼそういった帰属できる浄化槽が少なくなってきているのかなというふうに判断しておるところでございます。

○山口委員

ありがとうございました。分かりました。

それと、同じ資料の31ページのマンホールデザインのことをお尋ねしたいんですが、蓋の作成、設置ということで340万円ほどあるんですが、これは実質、1基作って設置というのは、1基当たり幾らぐらいするんですか。

○山田下水道企画室長

1年間におおむね7校程度をめどにしておりますので、それで割っていただくと40万円程度ということになります。

○山口委員

確認なんですが、1校に1基だけですよね。

○山田下水道企画室長

1校に1基だけです。

○山口委員

これから35校区に7年かけて年間7校区ぐらいをずっと整備していくということなんです

けれども、この選定というのはどのような形でされていくんでしょうか。

○山田下水道企画室長

整備自体が古い校区の、市内の中心部、日新校区とか、そこら辺でマンホールの蓋の交換予定のあるところから選定していく予定となっております。

なお、来年度、新たに異動等ありまして、校長会等に御相談しながら進めていきたいと 考えております。以上です。

○永渕委員長

よろしいでしょうか。

ほかに御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないですかね。ほかに御質疑もないようですので、ここで3月末で退職となられます。 右近副局長から御挨拶いただきたいと思います。

◎右近副局長挨拶

○永渕委員長

右近副局長ありがとうございました。

それでは、執行部の皆様は退室していただいて結構でございます。委員の皆様このまま お待ちください。

◎執行部退室

○永渕委員長

長くなってまいりました。この後、建設部を続けていきたいんですけれども、休憩とります。11時20分から再開いたします。

- ◎午前11時09分~11時20分 休憩
- ○永渕委員長

では、おそろいですので、建設環境委員会を再開します。

ここからは、建設部に関する議案の審査に入ります。

執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を 心がけてください。特に当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経費は主 なもの、前年度と比較して大きく変わったものを中心にお願いします。また、答弁は役職 にかかわらず質問に対して回答できる方が速やかに答弁するようお願いします。

まず、第24号議案を審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

- ◎第24号議案 佐賀市手数料条例の一部を改正する条例 説明
- ○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、次に移ります。

続きまして、第25号議案を審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

- ◎第25号議案 佐賀市営住宅条例の一部を改正する条例 説明
- ○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないということですので、次に移ります。

続きまして、第35号及び第36号議案を一括して審査しますので、執行部に議案の説明を 求めます。

- ◎第35号議案 市道路線の廃止について 説明
- ◎第36号議案 市道路線の認定について 説明
- ○永渕委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑を受けします。御質疑がある方挙手をお願いします。

○山口委員

どの区画、どの路線がどうこうという話ではなくて、例えば、開発等によって市道認定 されるケースも今回多々あったんですけれども、ある程度の開発区画になると、当然その 中にごみステーション、ごみ置場というのを設置されると思うんですが、そのごみ置場の 底地まで含めて市道認定されるケースがあるのか否か、そこだけ教えてください。

○中村道路管理課長

ごみステーションの位置は、宅地開発内ということで考えておりますので、ごみステーションを市道の位置に占用するようなことはしておりません。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○永渕委員長

よろしいでしょうか。ほかに御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、次に移ります。

続きまして、当初予算議案である第1号議案を審査いたします。

まず、歳出第8款1項から4項までの説明を求めます。

- ◎第1号議案 令和5年度佐賀市一般会計予算中、歳出 第8款1項~4項 説明
- ○永渕委員長

説明は以上でしょうか。

ここで委員の皆様にお諮りします。ここで休憩時間を取って質疑応答はお昼休み明けと 思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、これから1時間の休憩を取ります。13時10分から再開いたします。

- ◎午後0時10分~午後1時08分 休憩
- ○永渕委員長

質疑応答の時間でございますが、会議の冒頭、追加の説明があるという御報告を受けています。よろしくお願いします。

- ◎第1号議案 令和5年度佐賀市一般会計予算中、人件費 説明
- ○永渕委員長

それでは、先ほどの続きを始めていきたいと思います。

まず、質疑をお受けしたいと思います。歳出8款第1項から4項までの説明に対しての質 疑を求めます。

○山口委員

資料番号6の7ページ、三次元測量システム導入事業についてお尋ねしたいんですが、これは災害の規模とか、どの程度までこれでできるのか。例えば護岸とか、のり面が30メートル、40メートルにわたって崩れているようなときも、これで本当に対応できるのか、どの程度ぐらいまで対応できるのか、まずそこを教えてください。

○小池副理事兼北部建設事務所長

災害の規模についてでございますが、この三次元測量システムは、スマートフォンで災害の現場をなぞるように、動画を撮るような形でなぞれば、それが測量成果として出てくることになっておりますので、規模については、無限大とまでは言いませんけれども、30メートル、40メートル程度までは対応できるかと思っております。

○山口委員

これが、部が建設部、課名が河川砂防課という形で今回予算計上されているわけなんですけれども、河川砂防課に限ったことではなくて、道路整備課だとか道路管理課、それと、部をまたがりますけど、農林水産部の農村環境課辺りも同じようなことが言えると思うんですよね。そしたら、その辺も含めてこういうシステムというのは使えるという認識でよろしいんでしょうか。

○小池副理事兼北部建設事務所長

まず、この三次元測量システムを、災害発生が多い北部建設事務所のほうで活用して、なぜ河川砂防課につけておるかといいますと、過去3年間で、災害の規模、件数とも―― 農政のほうは別次元で多いんですけれども、建設部ですので、建設部で道路課と河川課で 比べましたら河川課のほうが多かったもんですから、河川課のほうに予算措置していると ころです。 それと北部建設事務所は、道路も、道路災、河川災、農災、農用地、農業用施設、全て 対応しておりますので、活用したいと思っております。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○平原委員

関連ですけれども、スマートフォンを使うという説明だったと思うんですね。そのスマートフォンというのはその所管のほうで使われて、決して自分の、個人のスマートフォンを活用しないという解釈でいいですか。

○小池副理事兼北部建設事務所長

7ページの資料の中で、左側の4番の経費の内訳のところを見ていただきますと、役務費が電話の通信料になります。それから、使用料及び賃借料の165万2,000円はシステムの使用料になります。備品購入費がスマホの購入代となりますので、スマホを1台購入しまして、個人用ではなくて、その購入しましたスマホで対応することとしております。

○永渕委員長

スマートフォンの台数と、スマホ、スマホとおっしゃっているけど、その機種とか、も う一回手挙げて説明いただけますか。

○小池副理事兼北部建設事務所長

スマートフォンというのは、今のところiPhoneを考えておりまして、1台を購入予定です。

○永渕委員長

この件に関してよろしいですか。

○山口委員

個人がもしiPhoneとかを持っている場合は、個人では使えないわけですよね。要はこの 160万円というのは、そのシステムのソフトウエアを今度買われたiPhoneにダウンロード するなりシステムを導入して、そのシステムが入っている、今、求めようとされているアイフォンが1つ、これでしか測量できないという認識でよろしいんでしょうか。

○小池副理事兼北部建設事務所長

今、考えているのは、iPhoneのライダーセンサーつきという、今一番新しいものには全てのものがついていると思うんですけれども、うちの購入したそのスマホでジオスキャンというシステムを使って測量して、その成果を画面上に表すというようなことで対応したいと思っております。

○北部建設事務所職員

補足です。専用のアプリを入れないといけないので、やっぱり購入したスマートフォン、iPhoneとひもづけるような形になるので、個人のものは一応できないのかなと思っております。

(「撮ったやつをクラウドでして、職場の方等に送って……」と呼ぶ者あり)

そうです。

○永渕委員長

何か追加の説明はありますか。

じゃ、もう一回丁寧に説明をお願いします。

○北部建設事務所職員

現場で撮った現場の状況を、職場、事務所内にいる職員も見ることができます。それは、 現場からクラウドにアップすることによって、所内にいる人も別途見れるようになるとい うところで分担ができるというところは一つの特徴であります。以上です。

○山口委員

これまでの災害件数とかをすれば、6月の降雨時期から7月、8月ぐらいまで今結構出ていますので、出るときは同じ時期に災害というのは結構出ると思います。どうせ予算要求するんだったらばたった1台じゃなくて、せめて3台から5台ぐらい一遍にしておけばよかったのになと思うんですけど。これは1台にしたのは、例えば今年度それを使って、ちょっとした実証実験みたいな形で考えていらっしゃるんですかね。

○小池副理事兼北部建設事務所長

まずはこの1台を購入いたしまして、災害の件数にもよるかと思いますけれども、災害が発生すれば第一報ということで、災害の規模、概要、概算工事等をまず報告する必要がありますので、そういったものを把握するために我々ができる範囲で活用しながら、対応したいと思っております。災害が物すごく多ければ、またいろんなコンサルタントの方にお願いしたりする必要があるかと思いますけれども、まずは1台購入して、使い勝手とかそういったものを見ながら広げていく可能性を検討したいと思っているところです。

○山口委員

そしたら、こういうシステムがある前というのは、写真にもあるんですけど、職員が現場に行ってどうこうというのは非常にまれだと思うんですよね。一遍出た後というのはコンサルに幾つかまとめて発注されて、測量から設計までやってもらうというのが通常の流れだと思うんですけれども、このシステムを導入したことによって、そういうコンサルに委託する量が少しでも減る、その分の費用対効果が出るというふうにお考えでしょうか。

○姉川建設部長

まず基本的に、このシステムが将来的にわたって災害査定に使えるのかというところが やっぱり一番の肝かなと思っています。国土交通省においても、こういうふうなシステム を災害査定に使うという動きが今あっているところでございます。実際に、テスト的に災 害査定に使われたということもあります。ただ、今回私どもが1台導入したのは、災害は、 初期の段階で、まずは概算事業費を報告する必要がございます。そういったものにまずは 使いたいと。災害査定を受ける測量とかそういったものについては、基本的にコンサルに 委託しておりますので、こういったシステムをコンサルのほうにつなげていきたいという ことで思っております。今回は、実証的なものも含めて1台。これがだんだん軌道に乗ると、やっぱり数台を職員が持ち歩いて、ちゃんとそういったものもできると。ただ、災害だけではもったいないので、維持工事辺りでも積極的に使わせていただきたいなということで、こういったシステムは新しいシステムでございますので、私どもはデモ等を通じてある程度の情報はいただいてはおりますが、実際に自分たちが使って、どうなんだというところも検証しながら、今後こういった取組も進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○山田委員

しつこいようですけど、例えば、これは使用料及び賃借料、これは多分ソフト代とか、 そういうことだと思うんですよね。備品購入費がスマートフォンの1台分の17万円。例え ば、これがよかったということで、今、部長がおっしゃられたとおり2台、3台になったと き、その費用というのは、私の感覚では、使用料及び賃借料というのはそのままで、機種 代だけを加えていくのかなという感覚でよろしいですか。

○小池副理事兼北部建設事務所長

他市の状況を調べましたところ、都城市ではシステム使用料は一緒で備品購入費は4台まで、都城市では4台買われて17万9,000円の4台分。使用料としてはそのままでよかったという話を聞いております。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○平原委員

この1台でかなりの効率化が図れるという期待はされると思うんですけど、具体的にど ういう作業が省かれて、どれぐらいの効率が出るというふうなお考えなんですかね。

○小池副理事兼北部建設事務所長

災害の件数にもよると思うんですけれども、うちのほうがいけると仮定したら、その他 参考となる事項のシステムのイメージで、写真を撮るとき、概算事業費でも撮るときでも、 まず、写真を撮ったり測量したりするときには3名から4名で行ったと思いますけれども、 今回このスマートフォンを活用すれば、1人でも大丈夫なんですけれども、もう少し少な い人数で行けるようになるのかなと思っております。以上です。

○小池副理事兼北部建設事務所長

先ほど部長も申しましたように、デモ等で使い慣れた方が使うのは見せていただいたんですけれども、実質、我々が購入して、このシステムを使いながら、出動体制等は考えたいと思っております。

○永渕委員長

ほかに御質疑ございますか。

○野中委員

381ページ、空き家の件ですけど、代執行の話をされていたんですけど、代執行の見込

み予算の金額を、もう一回教えてもらっていいですか。

○堤副部長兼都市政策課長

現状の中で金額として、工事請負費を計上させていただいております。非常に大きな空き家で600平米ぐらいの倉庫でございまして、解体費として948万円を見込んでおります。

○野中委員

説明の中で所有者と連絡が取れないということをおっしゃられたと思うんですけど、そ ういう中でこれを代執行した後、どうやって費用は回収するお考えでしょうか。

○堤副部長兼都市政策課長

代執行については、想定の中で今、これから空家特措法に基づく命令等を行っていくことになります。その中で、現在、登記簿を調べる中で、抵当権等の中身については我々も調査ができなくて、実際の具体的な財産関係はちょっとできておりません。あくまで代執行の費用については、国税の滞納処分と同じような形で請求を行うということになります。実際、今のところ金額的にお金を負担できないということで、向こうのほうからはずっと申出されて、解体は難しいということを言われております。ただ、現状、非常に危険な状態であり、このまま放置することは、行政もその状態を把握する中で非常に難しいということで、改修見込みは今のところは立て切れていないというのが実情でございます。

○野中委員

改修見込みが立てられていないということであれば、差押えであったりとか、そういったことということですかね、結論として。

○堤副部長兼都市政策課長

税の差押えと同じような形で取扱いしていきたいというふうに考えております。

○野中委員

別で。389ページの道路の件、川副中央幹線道路整備事業ということなんですけど、これの費用の中に街路灯、いわゆる照明施設、そういったものの整備、この沿線上への設置といったものはなされるんですか。

○澤野道路整備課長

川副中央幹線についての街路灯というのは、この補助事業の中では今のところ検討して おりません。以上です。

○野中委員

それはまた別立ての項目になるんですかね。それとも、この道路改修整備の中に入って いくんですか。

○澤野道路整備課長

街路灯につきましては、自歩道照明とかありますので、そちらのほうも検討していきたいと考えております。

(「別ですか」と呼ぶ者あり)

はい、別。

○平原委員

3番の資料の389ページで、道路維持費の工事請負費4億1,400万円ほどついていますけれども、基本的な考え方として、道路の維持費に回すお金というのは、例えば、佐賀市南部、中部、北部というふうにすみ分けしてそれに配分するのか、その辺の優先順位といいますか、年に1回、いろんな自治会からの要望とかで優先順位が決められて取り付けられるというふうには思っていますけど、その辺のお金の使い道の優先順位を教えてもらっていいですか。

○中村道路管理課長

北部建設事務所、南部建設事務所それぞれございますので、そこの中から要求を出されて、地元からの要望に沿った金額を算出されて、それを各事務所で予算要求されております。本庁のほうも、旧市内の要望が出されたところの予算を出して、予算を決めております。だから、優先順位というのは、その建設事務所、南部事務所のほうで順位を決めて、通常、例年並みの予算を出されております。

○平原委員

例年並みの予算というのは分かるんですけれども、これが、割合的にどういう割合になりますか。南部が、この中の何割だとかというのは、分かりますかね。

○永渕委員長

それぞれの割合。分かる方いますか。

○中村道路管理課長

少し、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○永渕委員長

時間がかかるということで、ほかの御質疑をこの間にお受けしたいと思いますが、どな たかいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないですかね。そしたら今、積み残しに関しては分かった時点でこちらのほうに御報告ください。後ほど御説明していただくということで、続いての説明に移りますけど、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、続きまして、3、歳出8款5項、6項、11款2項、第2条第2表、8款、第3条第3表、川 副中央幹線道路整備事業の説明を求めます。

◎第1号議案 令和5年度佐賀市一般会計予算中、 歳出第8款5項~6項、11款2項、第2条 第2表、8款、第3条第3表、川副中央幹線道路整備事業 説明

○中村道路管理課長

先ほど平原議員から質問がありました、主に地元の要望に係る工事費、委託費の割合は

ということでございましたので、お答えします。

工事費、委託費、合わせまして3億4,715万7,000円ございます。そのうち、本庁が1億9,733万8,000円、北部が7,499万4,000円、南部が7,482万5,000円、パーセントでいいますと、本庁が57%、北部が22%、南部が21%というふうになっております。以上です。

○永渕委員長

よろしいでしょうか。説明は終わっておりますね。

それでは、こちらの件に関して委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑ある 方はどうぞ。

○平原委員

光法団地が今提案されていますけれども、今後の建て替えの計画等について、よかった ら資料で出していただけたらと思いますけれども、いかがですか。

(発言する者あり)

もうなか、もう終わったと。

○川浪建築住宅課長

今後の新しい団地の計画については、一旦この光法団地で終わる予定となっておりますので。

○平原委員

終わったんですね。いや、そしたら、団地があった敷地が更地になっているところで、 これは所管がこちらじゃないかも分かりませんけれども、それの検討というのはどうなっ ているのでしょうか。

○川浪建築住宅課長

現在、建築住宅課が所管しております宅地については、再度、計画の利用予定等を精査 しております。特段利用予定がない部分については普通財産へ移行をするという形で、移 行を考えております。

○平原委員

大和の北原団地が道路を挟んで北側のほうに団地に建て替えられて、南のほうの敷地が 残っていますよね。その後何年もあの状態なんですけれども、その検討というのはされて いるんですか。

○川浪建築住宅課長

今現在検討しておりまして、早急に、できるだけ早い時期に、実は南のほうは解体して 普通財産へ移行したいと思っております。

○山口委員

光法団地についてお尋ねしたいんですが、39戸の間取りと専有平米というのはどうなっていますか。

○川浪建築住宅課長

まず、間取りからですけれども、間取りについては、1Kが4戸、車椅子住戸として2D Kが1戸、それから、通常の2D Kが27戸、3D Kが7戸ということになっております。

(発言する者あり)

詳細な面積については今積算しておりまして、まだ正確な数字が出ておりません。

○山口委員

そしたら、設計上の面積でいいですよ。

○川浪建築住宅課長

面積については大至急調べさせていただきます。後ほど回答いたします。

○永渕委員長

少し回答を待っていただきたいということでよろしいですかね。ほかに御質疑はありませんか。

○野中委員

公園管理についてお尋ねしたいんですけど、公園の施設の老朽化等を改修していく費用 というのは、どの項目でいいんですかね。施設等維持管理委託料でカバーできるんですか ね。

○鐘ヶ江緑化推進課長

公園の施設の補修の部分ですけれども、単独の費用と、補助でやっている分がありまして、まず、補助をもらっている費用の分が、421ページの2つ目の二重丸、都市公園安全安心対策事業が国庫補助をもらって更新している分。あと、残りは417ページの公園管理経費の中に、ページ数でいいますと419ページになりますけれども、修繕料とか、工事請負費とかありますので、これらを使って施設の補修をやっております。

○野中委員

417ページの公園管理経費のさっき言われたところ、前年比からすると増減はどうなっていますか。

○鐘ヶ江緑化推進課長

公園管理費は、全体で約230万円ほど減額になっております。

○野中委員

減額になっているということは、その修繕とか要望が結構上がっているんじゃないかな と思うんですよね。そういうのは減額しているのでカバーできるんですか。現状からまた 減額しているので、当然カバーできないですよね。そこはどうする……

○緑化推進課職員

総額で計画しておりまして、その内訳としましては委託料の減額が一番大きくて、公園の管理をもう少しスリムに、適正にできないかということで検討しておりまして、まずは除草とか、一番経費がかかる分についてめり張りをつけた、そういった管理をやっていきたいと思っております。

○野中委員

なので、修繕とかそういった老朽化に対するカバーは対応できるんですかね。今年対応 するんですか、しないんですか。

○緑化推進課職員

こういう部分については直すべきことでありますので、速やかに対応したいと思っております。

○野中委員

ごめんなさい、対応したいということなんですけど、その予算が下がっているじゃないですか。230万円下がっているので、できないんじゃないかなと言っているんですけど、そこはできるということでいいんですね。

○緑化推進課職員

金額的には下がっておりますけれども、可能な限りやっていきたいと思っております。

○姉川建設部長

公園管理費の施設管理の委託料については少し減額にはなっておりますけど、先ほど言ったように維持管理のいろんな工夫しながら、修繕料については昨年と同額になっておりますので、そういう部分で対応は可能だと考えておりますし、必要に応じて、緊急性等とか必要になれば、他の財源から含めて、それを充てたりとかいうようなことは工夫はしていきたいと思っています。

○永渕委員長

よろしいでしょうか。ほかに御質疑ございますか。

○山口委員

まだ答えが出ていないんですが、建築住宅課のほうにもう一つ、423ページの指定管理 委託料の中で、これは昨年より1,000万円ぐらい上がっているんですけれども、何か200戸 超の場合の措置をもう一回お願いしていいですか。

○永渕委員長

お願いします。

○川浪建築住宅課長

今まで国のほうで賃貸住宅管理適正化法という法律がございまして、民間の住宅も、それからこういう市営住宅の管理も一つのルールがあって、登録というか、運営をするようになっておりました。その中で、令和3年6月15日に、今は若干の猶予期間中ではあるんですけれども、200戸以上の管理戸数を持った賃貸住宅の業者、うちでいう指定管理者になるんですけれども、指定管理者には業務管理者というのを1人置かなければいけないと。事業所ごとに1人ずつ置きなさい、登録しなさいというふうに法律の改正があっております。登録しなければいけないということで、今までの指定管理者にプラスするような形で1人増員という形になります。

○山口委員

事業所ごとに1人というのは、例えば、佐賀市でいくと、ざっくばらんにマベックにお願いしていますよね。そしたら、そのマベックの1社に対して1人、管理者を別途置きなさいという意味合いでよろしいんでしょうか。

○川浪建築住宅課長

この業務管理者の事業所ごとというのはどういうことかと、例えば、マベックに限定して言いますと、マベックは市の団地と県の団地をしております。ですけど、県に1人、市に1人置きなさいというふうに指導されています。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○永渕委員長

ほかに御質疑ございますか。

○山口委員

417ページの緑のまちづくり推進費のことで、右側の説明欄の緑化推進業務委託料1,092万円と、昨年より92万円ほど高くはなっておりましたか。育苗委託ということで2社、富士町と三瀬のほうということで言われましたがまず、その2社というのがどういう団体なのか、それと、そこの選定理由というものをお示しください。

○鐘ヶ江緑化推進課長

まず、その2社ですが、1社のウイズ富士というところは社会福祉施設で、富士のほうで 花づくりや障がい者の方の就労で花苗の育苗とかの業務をやっていただいて、報酬を出し ているところです。そして、三瀬のどんぐり村は、そこも経営が社会福祉法人なので、そ ちらのほうで同じように花苗をやっていただいて、その2つにお願いしている理由という のは、やはり福祉施設の作業収入というのがすごく低いので、それと、種類がすごく限ら れていますので、できることがですね。ですので、長年そういう福祉のほうのバックアッ プというか、支援という意味もですねありましてこの2社のほうにお願いしていまして、 ウイズ富士のほうも7万苗とかですね、どんぐり村も9万苗とか、相当数の苗数をお願いし て今に至っているところでございます。

○山口委員

そしたら、これを委託するに当たってのプロセスといいましょうか、工程といいましょうか、例えば、佐賀市のほうである程度の材料まで与えて、そして、それからあくまで育てるだけ。そこから育ったものを回収して、佐賀市内のどこか必要となるところに配るというか、提供するという流れなのかなと思うんだけど、その流れを一旦教えてもらっていいですか。

○鐘ヶ江緑化推進課長

まず、花苗の育苗については、それぞれの施設がその能力をもう習得してありますので、うちのほうは、金額で実際にかかる電気代とか、水道代とか、作業の報酬費とか、そうい

う話合いをして、この金額でお願いしますという、そういう形でやっております。

そして、実際に花苗を育てていただいて、年2回、花は植え替えしていますので、5月の連休明けぐらいから夏の花を配達していただいています。そして、11月に、今度は春の花、今のパンジーとか、そういった花苗を各施設、小・中学校とか、あと、花づくりのボランティアの皆さんのところに配達していただいております。以上です。

○山口委員

中身は分かりました。それで、ちょっと言葉はよくないかもしれませんけれども、そういう社会福祉施設に対しての補助とは言いませんけれども、そういった意味合いもあるのかなというふうな感じがしたんですが、ただ、委託として1,000万円のお金を出す以上は、いずれ成果として、それにも評価というものを当然されるべきだと思うんですけれども、これは基本的には報酬のみ、つまりお金を渡すだけというような形で今言われましたので、それが本当にそれだけ見合ったものになっているかというような評価というものはどのようにやられているんですかね。

○鐘ヶ江緑化推進課長

花は生き物ですので、病気が入ったりとか、そういうこともあります。ですので、まず、花の状況については事前に、配布前に確認して、本当にこのタイミングで出荷できるのかどうかというのを見ています。そして、その花苗を配付した後、植えていただいた後も、どういう状況なのかというのはうちの職員のほうも見に行っています。あと、花の水やりも一部お願いしています。ですので、そのときに自分たちが配布した花苗がどういう状況なのかというのも見ていただいております。よろしいですか。

○永渕委員長

評価軸をおっしゃっていたんじゃないかと。どんな評価を……

○鐘ヶ江緑化推進課長

市場単価ですね。単価的にも、市内の主な花屋の単価に比べると7割ぐらい安く購入させていただいています。以上です。

○永渕委員長

いいですか。

(「いいですかて、あなたが……」と呼ぶ者あり)

いや、何か手が挙がっているので、先ほどの積み残し説明に移ります。

○川浪建築住宅課長

先ほど、新しい光法団地の部屋の内訳と面積をということでしたので、再度お答えいた します。

まず、1 Kが4戸で、面積としては42平米でございます。続きまして、車椅子住戸、2D Kで1戸でございます。面積としましては63平米になります。次に、通常の2DK、27戸ですが、これが52.25平米でございます。

(発言する者あり)

はい、1部屋当たりでございます。最後の3DK、7戸が63平米ということで、面積のほうは全て1部屋当たりの面積ということになります。以上です。

○山口委員

そしたら、市営住宅ですから、これを竣工した後に当然、賃貸という形になろうかと思いますが、例えば、独り親家庭を優先するだとか、障がい者が優先されるだとかということもあろうかと思いますけれども、一般住戸の場合というのは、家賃というのはどれくらいを考えられていますか。

○川浪建築住宅課長

家賃というのが、この建物の建設費というのが実は影響してきます。もちろん、収入要件が一定でございますので、同じ収入要件であれば、建設費はいかほどかということになります。今回想定しておりますのは、収入要件が一番低い方で2万5,000円程度がかかるのではないかという試算となっております。

○山口委員

これから先、新しい建て替えとかで新築の住宅はないというふうな方針を示されたんですが、総事業費が11億円で39戸、これだけ4つの間取りがあるということを今聞いたんですけれども、これを単純に39戸で割り戻した場合でも、1戸当たり2,800万円の事業費になるんですね。1戸当たり2,800万円といったらば、この辺の分譲マンションより全然高いんですよ。この辺のやつは3LDKで大体六十二、三平米ですから。それで、家賃が、これは出した分を回収するような事業じゃないので、それはいいんですけれども、物すごいグレードが高いんじゃないかなというふうな気がしてならないんですけれども、これはもし竣工したばかりだったらば、ぜひこの委員会でもその竣工物件の視察に行きたいなと思うぐらい、来年ぐらいぜひ行きたいんですけど、これは、最近高騰している建築費がやっぱりかなり問題になっているのか、その辺りいかがですか。

○川浪建築住宅課長

言われましたように、北原団地の後に、実はかなり建築資材の高騰がございました。私どもも、建物の費用がかかると結果的にはそれは家賃に跳ね返るということが分かっておりましたので、設計をする時点で、まず、何かしらの建設費を抑えるような方策を実は考えておりました。それで、北原団地は同じ39戸ですけれども、2棟建てで造っております。2棟建てで造りますと、どうしても基礎の部分が二重にかかるということで費用がかかります。それで、できるだけ1棟建てができないかと。北原団地の場合は、集会場も実は外建てにしております。外にすると、やはりそこもまた別途費用がかかると。設計もかかるし費用もかかるということで、それもできるだけ団地の中に入れたい。1棟建てにすることによって、エレベーターも2台ではなくて1台で済むので、そこの維持管理も後々楽になるということで、この団地はその広さも大切だったんですけれども、とにかくこの建設資

材が、コンクリートも上がっている木材も上がっている中で、どこまで抑え切れるかというのを一つのテーマとして実はずっと取り組んだ結果がこの11億円という形になっておりまして、これ以上はなかなか下げられなかったということです。国の指針としては大体平米が決まっておりますので、それに従うような形で、あとは内容的には、特に華美ではなく、北原団地とほぼ同等のものを設計しております。以上です。

○山口委員

今言われたように、北原団地のように2棟建てれば、その分の基礎だとか躯体だとかというのは当然かかりますよね。だから、それは一概には言えないんですけれども、例えば、北原団地のときと今回の光法団地の単純なる建築費として、北原団地から比べたらこっちの光法団地のときというのはどれぐらい上がっているというふうに、大体でいいですよ、課長の頭の中で大体どれぐらい上がっていると思われますか。

○川浪建築住宅課長

北原団地が、私は総額をたしか報告を差し上げたと思うんですが、たしか9億400万円だったと思います。それからいうと約2億円弱、ほぼ2億円ぐらいが増加していますけれども、今回、以前の本庄こども園のときにもありましたように、大体、木の資材が上がっているときは1.5倍とか、その後、コンクリートも1.5倍ほど上がっておりまして、非常に高騰しております。そこから今、実はあまり値が下がっていない状態、高止まりの状態ですので、設計する中では少しでも抑えたいとは思っておりましたけれども、このくらいの金額は実際抑え切ったかどうかという感覚が非常に難しいんですが、今のところやれることはやったと。国の補助金もいただけるぎりぎりの線で、できるだけ華美にならずにバリアフリーに配慮したものに設計できたと思っております。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○永渕委員長

ほかに御質疑はございますか。

○山田委員

関連でよろしいですか。建設費とかじゃないんですけれども、今回、この光法団地、今 現在住まれている方でここに入るというのは、前住まれていた方は全員ここに入られるん ですか。

○川浪建築住宅課長

光法団地の住民の方は今回全部、ほぼ移動いただくようになっているんですが、実は2 名の方が移転先でお亡くなりになったりとかというのがございました。あと、数名の方が、 家賃の問題なのか、やはり住居の環境の問題等で戻らないという方も実はいらっしゃいま す。今そういう状況です。ほとんどの方は戻っていただけるんですが、数名の方がお亡く なりになったりという状況でございます。

○山田委員

そしたら、ここの部屋タイプを今お示しいただいたんですけれども、例えば、2DKの一つが障がい者向けとか、そういうことをおっしゃいました。それで、1Kが4戸ということなんですが、これは、ここの目的及び期待される効果のところを見れば、今現在、住まわれている方がここに再度入居されると、その方に配慮されたこういう部屋割りというか、部屋のつくりということで理解してよろしいでしょうか。

○川浪建築住宅課長

部屋の広さの中で、特徴的な1Kというのが実は今回、市営住宅では初めて採用しております。といいますのは、市営住宅は、一旦入っていただくと次の住戸への住み替えというのは通常認めておりません。御夫婦で入られていて、御高齢で片方の方が不幸にしてということがよくあるんですけど、その場合、2DKに住んでいて、1部屋は、ちょっと言葉的にはごみだらけになっていてほとんど使っていないよという、そういう方が結構いらっしゃいました。

それで、実は先進地を視察したところ、市営住宅でも実は1Kで、部屋が狭くてもそういうニーズの中で、喜ばれているという一定のニーズが確認できましたので、今回、4戸だけですけれども、この1Kを採用させていただいたという経緯がございます。以上です。〇山田委員

そしたら、今まで光法団地に住まわれていた方に対して、非常に配慮した今回の市営住 宅ということでこちらは受け取ってよろしいですね。

○川浪建築住宅課長

今回の光法団地は、もちろん、旧光法団地からの移転の方もいらっしゃいますし、以前お話ししました千々石団地のRC-4が川副中央幹線に入って解体をするということで、その方の受皿も実は考えております。その結果として、一番ベストの提案ができていると思っております。以上です。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○野中委員

ここは、たしか県営光法団地も隣接していると思うんですけど、そこはそのままで、市 営がこういう建て替えということなんですよね。

○川浪建築住宅課長

はい、言われますとおり、この市営光法団地の南側の部分が県営光法団地の管轄になっております。今回、計画時点からいろいろ検討はいたしましたけれども、そこら辺の県との調整といいますか、お話はありましたけれども、最終的には市単独でいくというふうに結論づけられましたので、市営住宅のほうを先に整備させていただいたという結果になっております。以上です。

○永渕委員長

よろしいでしょうか。ほかに御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、次に移ります。

続きまして、第2号報告、第3号報告について執行部に一括して説明を求めます。

- ◎第2号報告 専決処分の報告について 説明
- ◎第3号報告 専決処分の報告について 説明
- ○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑のある方は挙 手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、ここで3月末で退職となられます。姉川建設部長、小池副 理事から御挨拶いただきたいと思います。それではお願いいたします。

- ◎姉川建設部長挨拶
- ○永渕委員長

続いて、小池副理事よろしくお願いいたします。

- ◎小池建設部副理事兼北部建設事務所長挨拶
- ○永渕委員長

姉川部長、小池副理事、退職の御挨拶ありがとうございました。

それでは、執行部の皆様は退室していただいて結構でございます。委員の皆様はこのま まお待ちください。

- ◎執行部退室
- ○永渕委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。本日の審査に関して、現地視察の御希望は ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしということでございます。

次の委員会は、3月17日金曜日の午後1時30分から採決、まとめを行いますので、よろしくお願いします。

本日の建設環境委員会は終了いたします。

令和 年 月 日 建設環境委員長 永 渕 史 孝